

地方行政委員會議錄 第一号

本国会召集日(昭和三十三年十二月十日)(水曜日)(午前零時現在)における本委員は、次の通りである。

委員長 鈴木 善幸君

理事内田 常雄君 理事龜山 孝一君

理事渡海元三郎君 理事丹羽喬四郎君

理事吉田 重延君 理事川村 継義君

理事中井徳次郎君 理事門司 亮君

相川 勝六君 天野 光晴君

飯塚 定輔君 加藤 精三君

金子 岩三君 田中 榮一君

高橋 英吉君 津島 文治君

富田 健治君 中島 茂喜君

野原 正勝君 森 清君

山崎 巖君 太田 一夫君

加賀田 進君 佐野 憲治君

阪上安太郎君 下平 正一君

北條 秀一君 矢尾喜三郎君

安井 吉典君

昭和三十三年十二月十六日(火曜日)

午後一時五十分開議

出席委員

委員長 鈴木 善幸君

理事龜山 孝一君 理事磯藤 彌三君

理事渡海元三郎君 理事丹羽喬四郎君

理事川村 継義君 理事中井徳次郎君

理事門司 亮君

飯塚 定輔君 加藤 精三君

金子 岩三君 津島 文治君

富田 健治君 中島 茂喜君

太田 一夫君 佐野 憲治君

阪上安太郎君 矢尾喜三郎君

出席國務大臣

國務大臣 愛知 揆一君

國務大臣 青木 正君

出席府縣委員

警察庁長官 柏村 信雄君

総理府事務官 奥野 誠亮君

(自治庁財政局長) 長 誠亮君

委員外の出席者

専門員 國地與四松君

十二月十六日

委員内田常雄君辞任につき、その補欠として額綱彌三君が議長の指名で委員に選任された。

同日

理事内田常雄君同日委員辞任につき、その補欠として額綱彌三君が議長の指名で理事に選任された。

十二月十日

昭和三十三年七月、八月及び九月の風水害により被害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律案(内閣提出第五号)

風俗営業取締法の一部を改正する法律案(内閣提出第一七号)(予)

同月十五日

風俗営業取締法の一部を改正する法律案(内閣提出第一七号)(参議院送付)

同月十六日

地方財政再建促進特別措置法の一部を改正する法律案(中井徳次郎君外十名提出衆法第五号)

昭和三十三年七月、八月及び九月の

風水害により被害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律案(門司亮君外十名提出衆法第二〇号)は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

理事の互選

国政調査承認要求に関する件

昭和三十三年七月、八月及び九月の風水害により被害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律案(内閣提出第五号)

風俗営業取締法の一部を改正する法律案(内閣提出第一七号)(参議院送付)

〇鈴木委員長 これより会議を開きます。

まず理事の補欠選任に関する件についてお諮りいたします。

本日、理事内田常雄君の委員辞任に伴いまして理事が一名欠員となっております。その補欠選任を行いたいと存じますが、先例によつて委員長において指名するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

〇鈴木委員長 御異議なしと認めます。よつて額綱彌三君を理事に指名いたします。

〇鈴木委員長 次に、去る十日付託されました内閣提出にかかる昭和三十三年七月、八月及び九月の風水害により被害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律案を議題とし、政府より提案理由の説明を求めます。國務大臣愛知揆一君。

〇鈴木委員長 次に、去る十日付託されました内閣提出にかかる昭和三十三年七月、八月及び九月の風水害により被害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律案を議題とし、政府より提案理由の説明を求めます。國務大臣愛知揆一君。

〇鈴木委員長 御異議なしと認めます。よつてそのように決しました。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

〇鈴木委員長 御異議なしと認めます。よつてそのように決しました。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

〇鈴木委員長 御異議なしと認めます。よつてそのように決しました。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

〇鈴木委員長 御異議なしと認めます。よつてそのように決しました。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

〇鈴木委員長 御異議なしと認めます。よつてそのように決しました。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

〇鈴木委員長 御異議なしと認めます。よつてそのように決しました。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

〇鈴木委員長 御異議なしと認めます。よつてそのように決しました。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

〇鈴木委員長 御異議なしと認めます。よつてそのように決しました。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

〇鈴木委員長 御異議なしと認めます。よつてそのように決しました。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

〇鈴木委員長 御異議なしと認めます。よつてそのように決しました。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

により、本会期中において、本委員会

の所管に属する事項につき国政に関する調査を行いたいと存じます。すなわち地方行政の実情を調査し、その健全なる発展に資する対策を樹立するため、小委員会の設置、関係方面からの説明聴取及び資料の要求等の方法によりまして、地方自治、地方財政、警察及び消防に関する事項につき国政調査を行うこととし、委員長から書面をもつて議長の承認を求めたいと存じますが、これに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

〇鈴木委員長 御異議なしと認めます。よつてそのように決しました。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

〇鈴木委員長 御異議なしと認めます。よつてそのように決しました。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

〇鈴木委員長 御異議なしと認めます。よつてそのように決しました。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

〇鈴木委員長 御異議なしと認めます。よつてそのように決しました。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

〇鈴木委員長 御異議なしと認めます。よつてそのように決しました。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

〇鈴木委員長 御異議なしと認めます。よつてそのように決しました。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

〇鈴木委員長 御異議なしと認めます。よつてそのように決しました。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

〇鈴木委員長 御異議なしと認めます。よつてそのように決しました。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

〇鈴木委員長 御異議なしと認めます。よつてそのように決しました。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

〇鈴木委員長 御異議なしと認めます。よつてそのように決しました。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

〇鈴木委員長 御異議なしと認めます。よつてそのように決しました。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

〇鈴木委員長 御異議なしと認めます。よつてそのように決しました。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

〇鈴木委員長 御異議なしと認めます。よつてそのように決しました。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

〇鈴木委員長 御異議なしと認めます。よつてそのように決しました。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

〇鈴木委員長 御異議なしと認めます。よつてそのように決しました。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

〇鈴木委員長 御異議なしと認めます。よつてそのように決しました。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

〇鈴木委員長 御異議なしと認めます。よつてそのように決しました。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

〇鈴木委員長 御異議なしと認めます。よつてそのように決しました。

九月の風水害(以下「風水害」という。)により被害を受けた地方公共団体のうち政令で指定するものは、次の各号に掲げる場合において、昭和三十三年度に限り、地方財政法(昭和二十三年法律第九号)第五條の規定にかかわらず、地方債をもつてその財源とする。ことができる。

一 地方税、使用料、手数料その他の徴収金で政令で定めるものの風水害のための減免であつて、その程度及び範囲が被害の状況に照らし相当と認められるものによつて生ずる財政収入の不足を補う場合

二 風水害に係る災害救助対策、伝染病予防対策、病虫害駆除対策、救農土木対策その他これらに類する命令で定める災害対策に通常要する費用で当該地方公共団体の負担に属するものの財源とする場合

(地方債の引受)

第二條 前條の地方債は、国が資金運用部資金又は簡易生命保険及郵便年金特別会計の積立金をもつてその金額を引き受けるものとする。

三 前項の場合における利息の定率及び償還方法は、政令で定める。

(起債許可については協議)

第三條 自治庁長官は、第一條の規定による地方債について地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十條の規定による許可を

しようとするときは、あらかじめ大蔵大臣と協議しなければならぬ。この場合において、当該地方債が簡易生命保険及郵便年金特別会計の積立金をもつて引き受けるものであるときは、あわせて郵政大臣と協議しなければならぬ。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

昭和三十三年七月、八月及び九月に発生した風水害によつて被害を受けた地方公共団体に対して、歳入の不足をうめるため又は災害対策の財源とするための地方債の特例を設ける必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○愛知國務大臣 たいだいま議題となりました昭和三十三年七月、八月及び九月の風水害により被害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律案の提案理由とその要旨を御説明申し上げます。

本年度の災害による被害額は、昭和二十八年に次いで大きく、いわゆる公共施設にかかる被害額のみでも約七百五十億円に上っておりますが、そのうち七月、八月及び九月の災害による被害額は約七百億円でありまして、本年度の災害はこの三月間に集中しているといえるのであります。従いましてこれら七月、八月及び九月の風水害による被害の甚大な地方公共団体に對しまして、その歳入の不足を補うため、または災害対策の財源とするための地方

債の発行を特に認め、もつてこれらの地方公共団体における財政運営の円滑を期する必要があるものであります。以上が本法律案の提案の理由であります。次に本法律案の内容の要旨につきまして御説明申し上げます。

第一に、この地方債は、地方財政法第五條の特例として発行を認めようとするものでありまして、発行できる地方公共団体は、昭和三十三年七月、八月及び九月の風水害により被害を受けた地方公共団体のうち、政令で指定するものとしたしております。

第二に、この地方債発行の目的は、地方税、使用料、手数料その他の命令で定める徴収金の減免による歳入の不足を補うため、または災害救助対策、伝染病予防対策、病虫害駆除対策、救農土木対策その他命令で定める災害対策に要する経費に充てるためであります。

第三に、この地方債の資金は、資金運用部資金または簡易生命保険及び郵便年金特別会計の積立金をもつて充てるものとし、また、その地方債の利息の定率及び償還方法は政令で定めることとしたのであります。

以上が昭和三十三年七月、八月及び九月の風水害により被害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○鈴木委員

次に、本案について逐条説明を聴取することといたします。

○奥野政府委員

御承知のように、現行の地方財政法では、地方団体の健全な財政運営をするという建前から、歳

入欠陥等のための地方債は起せないといいことにいたしておるわけでありまして。しかしながら、異常な災害が起りました場合には、それらの団体に對しまする財政援助の措置をいたしまして、地方交付税の制度だけではまかなえないというような事態も生じて参りましたので、今まで昭和二十八年と二十九年度と三十年度、この三カ年度におきましては、災害による減免等の結果起ります財政収入の減少を補つて、そのための地方債を起せるといふ特例を開いて参つたわけでありまして。先ほど大臣からもお話がございましたように、本年の災害はかなり規模の大きなものでございまして、これらの措置に準じてこの特例法を定めたい、かように考えておるわけでありまして。

御参考に申し上げます、公共災害の査定額が昭和二十八年が二百八十五億、二十九年が五百四十五億、三十年が二百二十一億、これに對しまして先ほど大臣からお話のありました七百五十億前後と予想されるような災害の発生額になつておるわけでありまして。このような状況にかんがみまして、今回この特例法を提案いたしておるわけでございます。

第一条に掲げておりますこのような特例の地方債を発行できる団体は、政令で指定することにしておるわけでありまして、従来の例によりまして政令を定めた、こう考へておるわけでありまして。一つは災害の規模が当該団体におきましてかなり大きなものになつて、その災害復旧事業費の総額がその団体の標準税収入を上回つておるといふようなところで押えておるわけでありまして。原則的にはそういうところ

ろで考へて参りたいと存じておるわけでございます。第二には、それらの団体におきます一号、二号に掲げられているような歳入欠陥額やあるいは災害諸対策の費用が、その団体として起債でまかなわなければならないような程度に達していることが必要になってくるわけでございます。御承知のように、現在町村の起債であります、一件当りの起債額が百万円以上、こういうような考へ方をとつておるわけでございますので、大体そういうような考へ方です。町村では百万円以上、五万以上の市では二百万円以上、十万以上の市では三百万円以上、人口が三十万以上の市では五百万円以上、都道府県及び五大市では一千万円以上、大体こういうような一応のきめ方をいたしておるわけでございます。

このように、こういうような考へ方に基いてさらに個々の団体の実態に合うかどうか調査いたしました上で政令を決定いたしたい、かように考へておるわけでありまして。一号で、「地方税、使用料、手数料その他の徴収金で命令で定めるものの風水害のための減免」と規定しておるわけでございます。この命令も従来の例に準じて定めたいと考へておるわけでありまして、たとえば地方税のうちでも法人事業税のようなもの減免は、関係府県で分割するといふような問題もありません。また、法人事業税のようなものにつきましても減免が適当としないような場合も多いのではないかとはいふようにも考へられますので、これは除外いたしたい。また使用料のうちでも公営企業に属するようものは除外していききたい。さらにこれらのもの以外

外でありまして、分担金のようものを減免の額に算入していききたいといふように存じておるわけでございます。

二番目の「風水害に係る災害救助対策、伝染病予防対策、病虫害駆除対策、救農土木対策その他これらに類する命令で定める災害対策」と書いておりました命令も、従来の例に準じて規定をいたしたい考へてございまして。すなわち農山対策、畜産対策、公衆衛生対策、牧野対策その他これらに類する対策に要する費用といふようなものを規定いたしたい考へてございまして。災害諸救助対策につきましても國の方から補助されておるものが相当ございまして。そういうものに関しまして地方負担額はそのまま原則としてこの地方債の額に算入して参りたいといふふうに考へておるわけでありまして。それ以外のものでありまして、特に必要な部分はこれに加えるようにいたしたい考へておるわけでありまして。

第二条で、前条の地方債は、資金運用部資金または簡易生命保険及び郵便年金特別会計の積立金をもつて引き受けなければならない義務づけをいたしておるわけでありまして。災害関係の地方債でありますので、低利で融通できます。政府資金をもつて資金手当をいたしたいという考へてございまして。この場合におきます利息の定率及び償還方法は政令で定めることになっておるわけでありまして、政府資金の利息は現在年六分三厘でありますので、六分三厘といたしたい考へてあります。償還方法は、これも従来の例に準じて政令で規定いたしたい考へてございまして、昭和三十三年四月以降六年以内で半年賦

で返していくという規定を政令の中に設けたいという考えであるわけであり、六年以内で地方団体の状況に応じ年度割を定めればよろしいという考えを持っているわけである。

第二条 このような資金の引き受けの義務づけをいたして関係もございまして、自治庁長官が地方債の許可をしようとした場合は、大蔵大臣と協議しなければならぬし、またその資金が簡易生命保険及び郵便年金特別会計の積立金をもって引き受けるものにつきましては、あわせて郵政大臣と協議しなければならぬものと規定いたしておるわけである。

この法律に基きます地方債を一応五億円と予定したところ、追加する予定であるわけである。そのようないちの推定をいたしましたのは、災害がございした場合に、地方税について減免をする場合、このような方針で行うことが適当だという原則を地方団体に示しておるわけである。

この減免条例の原則に基いて、私たちがの方で推定して参りますと、減免額の総計が六億七千四百万円くらいになるのじゃないかと思われるわけである。さらに使用料、手数料等の減免額千三百万円、災害救助費の地方負担額やその他の諸対策費五億七千八百万円と全部合せますと十二億五千八百万円というふうな見込みが一応出て参るわけである。これをこのようの特例地方債を認めます団体の分だけにし

れからその他の災害諸対策の費用が一億三千万円程度、こういうふうな見込みが一応出てくるわけである。全くの推定でございますので、かなりこれらの点は動いて参るかも知れません。が、そういうことから、先ほど申し上げましたように、この特例債の額を五億円と概定いたしておるわけである。今回の災害の関係で、今までできております地方債計画に今申し上げましたものを合せまして三十億円程度地方債のワケを追加いたしました。こう考えておるわけである。

全額政府資金で追加したいと考えているわけである。この内訳は、現在災害復旧事業費の中で現年補助事業にからみます分については二十億円を予定しているわけである。これに十億円を追加して三十億円でいたしたい。また現年度の単独災害復旧事業費は十五億円と予定しているわけである。これに十二億円を追加して二十七億円でいたしたい。さらにこの特例地方債について五億円を予定したい。そのほか緊急防、緊急治山の関係で予備金支出等も行われて地方負担額も上って参っておりますので、この面に三億円追加したい。こういう点について追加額の合計が三十億円ということになっておるわけである。必ずしも十分とはいえないかも知れませんが、大体これで現年補助災害の地方負担額は現在の年の単独の災害復旧について、ことしどうしてもやらなければならない部分につきましては全額を建前に地方債を許可していただくことができる、こういうふうな考えでいるわけであり、また、まだ査定が完了していませんので、

その査定の額の決定と同時に地方債を許可いたしまして、災害復旧が迅速に進みますように準備して参りたいと思っております。また、これらの関係の点は地方団体に連絡いたしまして準備を整えるようにいたしたいと考えているわけである。

このような制度を恒久的に定めるかどうかという問題があるわけである。ですが、現在、地方財政法で歳入欠陥債を認めないというところで、健全な運営を原則にいたして参っておるわけである。それから直ちに歳入欠陥債を認めるんだという措置をいたしますことは、このような大きな建前に対して多少問題がある、あるいは依存心を起させるというふうな面もある。ことにまた地方債を認めるにいたしまして、そのつど地方債を許可しなければならぬわけである。認定するかどうかという問題にもかかっているわけである。そういう認定にかかっている問題なら、むしろそのつど国会の御審議を仰いだ方がよろしいのではないかと、こういうふうなことから、今回も従来の例の通り、三十三年災害が異常な災害であったので、特にこのような措置をとるにいたしたわけである。

このような特例地方債を許可するわけであるが、その他の部分につきましても、災害団体に対して国がいろいろな援助措置をとって、たとえば特別交付税の配分に当りまして災害復旧事業費の二割前後のものを特別交付税で配分するというような措置は、これらの措置とあわせてとって参りたいと考えています。また、こういう措置をとることによりまして、交付税ではまかない切れない団体の財政緩和措置がとれるのではないかと、こう思っているわけである。いわゆる不交付団体でございまして、予算上は歳入額が非常に超過してくる、そういう団体につきましては、なかなか特別交付税でめんどうが見にくいわけである。差し当り歳入欠陥補てんのための地方債を許可していきますれば、あとは自力でそれを返していけるというふうな団体もあると思っておりますので、そういう団体に対しては、この措置が災害対策のための必要な手段になってくる、こう考えております。

大へん長くなって申しわけありませんが、これで終わります。

○鈴木委員長 次に、昨十五日付託になりました内閣提出、参議院送付にかかる風俗営業取締法の一部を改正する法律案を議題とし、政府より提案理由の説明を求めます。国務大臣青木正君。

風俗営業取締法の一部を改正する法律案
風俗営業取締法の一部を改正する法律

風俗営業取締法（昭和二十三年法律第二百二十二号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。
風俗営業取締法

第一条を次のように改める。
（定義）
第一条 この法律で「風俗営業」と

- は、次の各号の一に該当する営業をいう。
- 一 キヤバレーその他設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客席で客の接待をして客に飲食をさせる営業
 - 二 待合、料理店、カフェーその他客席で客の接待をして客に遊興又は飲食をさせる営業
 - 三 ナイトクラブその他設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせる営業（第一号に該当する営業を除く。）
 - 四 ダンスホールその他設備を設けて客にダンスをさせる営業（第一号又は前号に該当する営業を除く。）
 - 五 喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食をさせる営業で、総理府令で定めるところにより計った客席における照度を十ルクス（これにより難い特別の事情がある場合において、都道府県が条例で十ルクスに満たない照度を定めるときは、その照度）以下として営むもの（第一号から第三号までに掲げる営業として営むものを除く。）
 - 六 喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食をさせる営業で、他から見とおすことが困難であり、かつ、その広さが五平方メートル（これにより難い特別の事情がある場合において、都道府県が条例で五平方メートルに満たない広さを定めるときは、その広さ）以下である客席を設けて営むもの

七 まあじやん屋、ばちんこ屋その他設備を設けて客に射幸心をそそる虞のある遊技をさせる営業

第二第三項中「第三号」を「第七号」に改める。

第四條の次に次の一条を加える。

（深夜における飲食店営業の規制）
第四條の二 都道府県は、条例により、客席を設けて客に飲食をさせる営業（以下「飲食店営業」という。）の深夜（午後十一時から翌日の日出時までの時間をいい、都道府県が条例でこの時間内においてこれと異なる時間を定めたときは、その時間とする。以下同じ。）における業態について、善良の風俗を害する行為を防止するために必要な制限を定めることができる。

2 公安委員会は、飲食店営業を営む者又はその代理人、使用人その他の従業者が、深夜における当該営業に關し、深夜において、法令又は前項の規定に基く都道府県の条例に違反する行為をした場合において、善良の風俗を害する虞があるときは、当該営業を営む者に対し、当該施設を用いて営む深夜における飲食店営業について、期間を定めてその停止を命じ、又は善良の風俗を害する行為を防止するために必要な処分をすることができる。

第五條第一項中「前條」を「第四條」に、「営業の許可を取り消し、又は」を「営業の許可を取り消し、若しくは営業の停止を命じ、又は前條

第二項の規定により、」に、「当該営業者」を「当該営業を営む者」に改め、同條第二項中「前條」を「第四條又は前條第二項」に、「当該営業者」を「当該営業を営む者」に改める。

第六條第一項中「当該官吏及び吏員」を「警察官」に改め、同項に後段として次のように加え、同條第二項中「当該官吏及び吏員」を「警察官」に改める。

深夜においては、飲食店営業の営業所についても、同様とする。

第七條第一項中「第四條」の下に「若しくは第四條の二第二項」を加え、「三箇月以下の懲役又は五千元以下の罰金に処する」を「一年以下の懲役若しくは三万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する」に改め、同條第二項中「条例に違反し、又は第六條の規定による当該官吏及び吏員の立入を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、これを三千元以下の罰金に処する」を「条例に違反した者は、これを六箇月以下の懲役若しくは一万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する」に改め、同條第三項中「又は虚偽届出をした者は、これを千円以下の罰金に処する」を「若しくは虚偽の届出をし、又は第六條の規定による警察官の立入を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、これを五千元以下の罰金に処する」に改める。

附則
（施行期日）
1 この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

（経過規定）

2 この法律の施行の際現にこの法律による改正後の第一条第五号又は第六号に掲げる営業を営んでいる者は、この法律の施行の日から起算して三十日間は、第二条第一項の規定による許可を受けたものとみなす。

3 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

4 旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）の一部を次のように改正する。

第八條第二号中「風俗営業取締法」を「風俗営業等取締法」に、「及び第二号」を「から第六号まで」に改める。

5 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）の一部を次のように改正する。

第三十四條第四号の三中「風俗営業取締法」を「風俗営業等取締法（昭和二十三年法律第百二十二号）」に、「又は第二号」を「から第六号まで」に改める。

理由
喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食をさせる営業で、客席における照度を暗くして営むもの及び他から見とおすことが困難な狭い客席を設けて営むものを新たに風俗営業に含まれることとし、客席を設けて客に飲食をさせる営業で、その深夜における業態が善良の風俗を害するものと認められるものについて、都道府県公安委員会が必要な処分をするこ

とができるようにする等、これらの営業に關し善良の風俗保持のための規制を加えることができるようにする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○青木国務大臣 今回提出いたしました風俗営業取締法の一部を改正する法律案につきましては、提案理由及びその内容の概要を御説明いたしたいと存じます。

現行風俗営業取締法は、昭和二十三年七月、料理店、カフェ、キャバレー、マージャン屋等の営業について、善良の風俗を保持する見地から必要な規制を加える目的をもって制定され、同年九月から実施をみたものであります。以来、数次にわたって部分的改正は行われたのであります。この法律にいう風俗営業の範囲等基本的な事柄に關しましては、おおむね制定当初の趣意を維持して参っているものであります。ところが近年、この法律に定める風俗営業に属さない営業で、いわゆる深夜喫茶等その業態が風俗営業に類似するものが現われて参り、また、客席を設けて客に飲食をさせる営業で深夜にわたって営業を営むものにつきましても、その弊害の看過し得ないものがありますので、この種の業態の規制に遺憾なきを期するため、この法律を改正する必要があると認めまして、所要法律案を提出いたしました次第であります。この法律案による改正の要旨について、以下御説明申し上げます。

第一に、現行風俗営業取締法の適用を受ける風俗営業は、料理店、カフェ

バー等客席で客の接待をして客に遊興または飲食をさせる営業、キャバレー、ダンスホール等設備を設けて客にダンスをさせる営業及びマージャン屋、パチンコ屋等設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある遊技をさせる営業の三種に限られていたのであります。

一方、喫茶店、バー等で、客席における客の接待や設備を設けて客にダンスをさせることを伴わないものは、現行の法律にいう風俗営業に該当いたさないものであります。これらの営業の中には、その営業の実態が遊興の場を提供し享樂的雰囲気を助長するものがあり、この種の実態に伴う弊害には善良の風俗保持上放置しがたいものがあり、ことに最近数年の間に、主として大都市等においてこれらの営業で深夜にわたってその営業を営むものが急速に増加するに至りまして、その害悪特に青少年の健全な育成と保護のために有害な影響をもたらしていることは周知の通りであります。

今回、この種の営業について、その範囲をできるだけ明確にして必要な規制を加えますために、喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食をさせる営業で、客席における照明を暗くして営み、または他から見通すことの困難な狭い客席を設けて営むものを新たに風俗営業に含まれることとしたのであります。

第二、従前の風俗営業あるいはただいま申し上げました業態の営業以外のものでありまして、客席を設けて客に飲食をさせる営業で深夜にわたって営業を営むものにつきましても、その深夜における営業には、善良の風俗保持の観点から規制を必要とすると認め

られる場合が少くないのであります。

この改正案におきましては、これらの営業につきまして、都道府県は、条例で善良の風俗を害する行為を防止するために必要な制限を定めることが出来ることとしたし、その深夜における営業に關しまして、弊害が認められず場合に、個々の営業に対し、その深夜における営業につきまして必要な処分をなし得ることとしたしますとともに、その処分をするに当りましては、その適正を期するため、法律の定めるところに従ひまして、公開の聴聞の手続を経ることとしたのであります。

第三は、罰則に關するものであります。以上述べましたような規定の改正の趣旨に即応しまして、必要な整備を行い、その適正を期したのであります。

今回の改正におきまして、この法律にいう風俗営業に該当しない営業につきまして、改正の第二点として述べましたように、その深夜の営業につき、必要な限度において規制を加えることが出来ることとしたしましたので、この法律の名称を改めて風俗営業等取締法としたのであります。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要であります。何とぞ慎重御審議の上すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げる次第であります。

○鈴木委員長 次に本案の逐条説明を聴取することといたします。柏村警察庁長官。

○柏村府委員 今回提出いたしました風俗営業取締法の一部を改正する法律案について、条を追って御説明いたします。

まず、第一条につきましては、全文

を改めることとしておりますが、第一号から第四号までは、現行の規定の第一号または第二号に該当する営業について、それぞれの営業の実態に即して分類し規定を整えることとしたしたものと定めるのであり、第五号及び第六号は、従前の風俗営業に属さなかつた喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食をさせる営業で、従前の風俗営業に類似するものを新たに風俗営業に含ませたものであります。第七号は、従前の第三号と同一内容のものであります。第五号及び第六号の営業の定義に當りましては、客席における照度並びに客席の見通し及び広さについて一定の基準を設け営業の範囲をできるだけ明確にし得るようになしたものであります。これによりがたい特別の事情がある場合において、都道府県の実情に應じて、法律に定めるところの範囲内でそれぞれ基準を定めることも出来ることとしたしております。

第二号第三号中の改正は、第一条の改正に伴うものであり、第四条中の改正は、第四条の二の規定の新設に關連して、カッコ書きの文言が不要となりましたのでこれを削除したにすぎないのであります。

次に、第四条の二の規定の新設について御説明申し上げます。従前の風俗営業または第一条の改正により新たに風俗営業とされた営業以外のものでありまして、客席を設けて客に飲食をさせる営業で深夜にわたつて営業を営むものにつきましては、都道府県は条例によりこれらの営業の深夜における業態について必要な制限を定めることが出来ることとしたしますとともに、都道府県公安委員会は、その営業者ま

たは従業者が法令または都道府県定める制限に違反し善良の風俗を害するおそれがあることを認められます場合に、当該営業の施設を用いて営む深夜における営業につきまして、期間を定めてその停止を命じ、または善良の風俗を害する行為を防止するために必要な処分をする事が出来ることとしたのであります。深夜の時間につきましては、法律で基準を示しておりますが、なお現行風俗営業取締法施行条例に規定する風俗営業の営業時間との關係を考慮し、都道府県の条例で法律で定める基準の範囲でその時間を定めることも出来ることとしたしております。

第五号中の改正は、新設の第四条の二第二項の規定により、深夜における営業について停止の処分をいたします場合に、その処分の公正を期しますため、現行第四条の規定による処分と同様に、公開による聴聞の手続を経ることとしたものであり、第六号中の改正は、第四条の二の規定の新設に伴う必要な規定の整備であります。なお同条中の改正で、当該官吏及び吏員を警察官と改めましたのは、従前の規定のもとにおきましては警察官に限られておりますので、これを規定の上においても明らかにしたにすぎないのであります。

第七号の罰則の改正は、以上申し述べました改正の趣旨に即応し、整備を行い、その適正を期したものであります。

なお、今回の改正におきましては、この法律にいう風俗営業に該当しない飲食店営業につきまして、その深夜における営業について、必要な限度におきまして規制を加えることが出来る

こととしたしたので、この法律の名称を風俗営業等取締法と改めたのであります。

最後に、附則におきましては、施行期日に関する規定並びに法改正に伴い必要な経過規定及び關係法律の一部改正規定を設けております。

以上が風俗営業取締法の一部を改正する法律案についての条文ごとの説明であります。

○鈴木委員長 本日はこれにて散会いたします。

午後二時二十八分散会

昭和三十三年十二月十九日印刷

昭和三十三年十二月二十日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局